

# 規制改革・民間開放推進会議 重点事項推進WG

横断的制度分野担当SW「国と地方の規制合理化」 ヒアリング調査票

【ヒアリング項目】	原付二輪車の届出関係事務について
1. 現在の状況（地方ごとにどのような取扱いとなっているか等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原動機付自転車に係る届出関係事務（新規取得、廃車申告など）は、各地方団体において、法令に則り行われている。</li> <li>・ 原動機付自転車に係る届出等の様式は、地方団体の条例に委ねられていたが、平成15年度税制改正により地方税法施行規則において様式を統一したところ（平成16年度以降適用）。</li> </ul>
2. 関係法令等	<p>地方税法第447条（軽自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）                  地方税法施行規則第16条（軽自動車税に係る申告書等の様式）                  地方税法施行規則第33号の5、第34号様式</p>
3. 当該事項についての電子化の導入状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原動機付自転車に係る届出等の手続をインターネット等により行うことができる地方団体は、当方において承知していない。</li> </ul> <p>（なお、原動機付自転車に係る手続については、これまでも市町村の税担当窓口に対してのみ一回で完結するものとなっており、納税義務者にとっては、ワンストップサービスとなっている。）</p>
4. 当該事項の統一化に向けて技術的助言を行うことの見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記のとおり軽自動車税に係る届出等の様式は、省令様式により統一されている。</li> <li>・ 原動機付自転車に係る届出等（新規取得、廃車申告）は、ナンバープレートの交付・返納を伴うため、いずれにせよ納税義務者は市町村に直接赴く必要がある。このため、当該手続を電子化することにより納税義務者が得るメリットは少ないものとする。</li> </ul>
5. 当該事項が地方ごとに異なる取扱いになっていることの弊害を是正するための具体的施策について（お考えがあればご記入ください）	

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

## 【参照条文】

(軽自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第四百四十七条 軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところにより、総務省令で定める様式によつて、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。

- 2 第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等の売主は、当該市町村の条例の定めるところにより、当該市町村長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を報告しなければならない。

(軽自動車税に係る申告書等の様式)

第十六条 法第四百四十七条第一項の規定によつて提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書又は報告書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申告書等の種類	様式
(一) 軽自動車税申告(報告)書(軽自動車及び二輪の小型自動車に係る申告(報告)書)	第三十三号の四様式
(二) 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る新規又は変更申告(報告)書)	第三十三号の五様式
(三) 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る廃車申告書)	第三十四号様式



